

若葉区支え合いのまち推進協議会運営企画委員会要領

(目的)

第1条 この要領は、若葉区支え合いのまち推進計画（以下「地域福祉計画」という。）を、地域住民が自主性と主体性を持ち、積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する、若葉区支え合いのまち推進協議会運営企画委員会（以下「運営企画委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 運営企画委員会は、地域福祉計画に関する情報の「プラットフォーム」としての推進協議会を運営していくための課題やその解決策、また計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について意見交換すると共に、次に掲げる事項を所掌し、スムーズな推進協議会の運営に努める。

- (1) 地域福祉計画に関する広報紙の内容確認
- (2) 地域福祉の活動団体の活動内容の調査
- (3) 地域福祉計画の取組状況の把握及び評価
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整
- (5) 「若葉区地域活性化支援事業」に関する協力
- (6) 地域福祉活動支援事業の効率的・効果的な推進を目的とした行政機関への助言及び要望

(組織)

第3条 運営企画委員会は10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、事務局及び委員の互選により選出する。

- (1) 若葉区支え合いのまち推進協議会委員
- (2) その他若葉保健福祉センター所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営企画委員会に委員長及び副委員長3人を置く。

2 委員長は、若葉区支え合いのまち推進協議会委員長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、若葉区支え合いのまち推進協議会副委員長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営企画委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

2 運営企画委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営企画委員会開催に係る庶務は、若葉保健福祉センター高齢障害支援課で行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、運営企画委員会の運営について必要な事項は、若葉保健福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。